

申告のご案内

申告期限は3月16日まで！期限内に申告を

問い合わせ／税務課特別徴収担当・普通徴収担当
(内線2254~2257)

◆申告受付日程 受付時間＝9時～12時・13時～15時 ※都合がつかない場合は他会場での申告可

とき	混雑予想	申告会場	地区
2月21日(金)	繁忙	川里生涯学習センター	広田、北根、赤城、赤城台
2月25日(火)	閑散		屈巣、関新田、新井、境、上会下
2月27日(木)	繁忙	吹上生涯学習センター	吹上、吹上富士見
2月28日(金)	繁忙		筑波、吹上本町、大芦、小谷
3月2日(月)	繁忙		南、榎戸
3月3日(火)	閑散		榎戸1・2、荊原、北新宿、新宿
3月4日(水)	閑散		鎌塚、袋、前砂
3月5日(木)	閑散		下忍、明用、三町免
3月6日(金)	閑散	田間宮生涯学習センター	大間、北中野、登戸、宮前、糠田、堤町、緑町、幸町
3月10日(火)	繁忙	箕田公民館	箕田、すみれ野、中井、三ツ木、愛の町、川面、寺谷、稻荷町、赤見台
3月11日(水)	閑散	あたご公民館	原馬室、滝馬室、小松、松原、氷川町
3月12日(木)	繁忙	クレアこうのす	人形、本町、本宮町、雷電、富士見町、栄町
3月13日(金)			鴻巣、上・下生出塚、中央、ひばり野、生出塚、市ノ繩、八幡田、笠原、郷地、安養寺、常光、下谷、上谷、西中曾根
3月16日(月)			加美、宮地、東、天神、神明、逆川

※申告受付期間中は、税務課及び支所窓口での受付は行いません。各施設の駐車場は、台数に限りがあります

市・県民税の申告が必要な方

対象／令和2年1月1日現在で市内に住所があり、平成31年1月1日～令和元年12月31日の収入状況が次の(1)～(5)のいずれかに該当し、所得税の確定申告の必要がない方

- (1)営業等・農業・不動産の所得がある
(2)給与所得者で次のいずれかに該当する

- 主たる給与所得以外に20万円以下の各種所得がある
 - 年末調整の際に申告した控除以外の各種控除（医療費、寄付金など）を受ける
 - 勤務先から市役所に給与支払報告書の提出がない
- (3)公的年金等の収入が400万円以下で確定申告の必要がなく次のいずれかに該当する
- 公的年金等の収入以外の各種所得がある
 - 「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除（天引きされている社会保険料控除や配偶者控除、扶養控除、寡婦（寡夫）など）以外の各種控除（医療費、生命保険料、寄附金など）を受ける
- (4)公的年金以外の年金、保険の満期返戻金などの雑所得や一時所得がある
- (5)収入がなかった（市内在住の親族に扶養され、その親族が申告又は年末調整で扶養親族の申告をしている場合を除く）

注意事項／扶養されている方でも、保育所入所・公営住宅入居等の申請に各種証明書を必要とする方、児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費助成制度を受ける方、福祉・介護・国保関係の軽減措置や給付を受ける方は申告が必要です

申告書の送付

前年の状況をもとに、市・県民税の申告が必要と思われる方へ申告書類（税務課・両支所及び市ホームページにもあります）を1月下旬に郵送しています。



令和2年度

市・県民税の

申告に必要なもの

- (1)個人番号確認書類（下表参照）
- (2)身元確認書類（下表参照）
- (3)印鑑（スタンプ印を除く）
- (4)収入金額や経費の分かる次の書類

- 営業等・農業・不動産の所得がある場合=記入済の収支内訳書や領収書など
- 給与・年金収入がある場合=源泉徴収票、支払者の証明書など
- 各種控除を受ける場合=証明書（生命保険料・地震保険料・国民年金保険料・寄附金など）又は領収書
- 医療費控除又は医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）を受ける場合=医療費控除の明細書又はセルフメディケーション税制の明細書（セルフメディケーション税制を受ける場合は予防接種の領収書や健康診断の結果通知等、疾病予防への取組が分かる書類）
- 障害者控除を受ける場合=障害者手帳又は障害者控除対象者等認定書
- 寡婦（寡夫）控除に該当する方は、相談時に申し出てください



マイナンバー（個人番号）が必要です

- (1)マイナンバーカードをお持ちの方
→マイナンバーカードだけで本人確認（番号確認と身元確認）が可能です



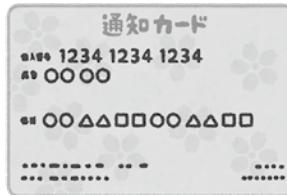
マイナンバーカード

個人番号確認書類

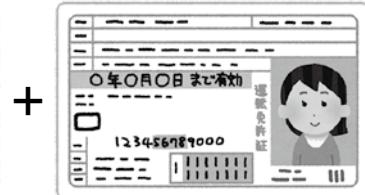
●マイナンバーカード

身元確認書類

- (2)マイナンバーカードをお持ちでない方
→番号確認書類と身元確認書類が必要です



番号確認書類（通知カード等）



身元確認書類（運転免許証等）

個人番号確認書類	●通知カード 等
身元確認書類	●運転免許証 ●パスポート ●年金手帳 ●健康保険証 ●在留カード ●障害者手帳 等

- (3)申告者以外の方が申告する場合→申告者本人の番号確認書類と身元確認書類が必要です

※配偶者控除、扶養控除等の適用を受ける場合には、その親族のマイナンバーの記載も必要です（控除対象配偶者及び扶養親族の方の本人確認書類の提示又は写しの提出は不要）

待ち時間短縮のために

医療費控除又は医療費控除の特例を受ける方は、明細書が必要ですので、事前に作成をお願いします

郵送申告をご利用ください

無収入の方の申告や年末調整済の源泉徴収票の写しを添付することで申告が完了する場合は、申告書に必要事項を記入のうえ、税務課（〒365-8601中央1-1）へ郵送することができます

郵送申告をする場合は個人番号確認書類・身元確認書類の写しの添付が必要です

